

板橋区地域における見守り活動支援事業に対する補助金交付要綱

(平成 30 年 4 月 26 日区長決定)

(通 則)

第 1 条 板橋区地域における見守り活動支援事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、当該地区内に所在する地域団体が公共空間における防犯のための見守り活動について必要な整備を整備し、当該地域における防犯見守り活動の推進を図ることを区が支援し、もって区の区域内における安全で安心なまちの早期実現に寄与するための補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「安全・安心まちづくり推進地区」とは、区が防犯対策を効果的に進める必要がある区域として選定し、あらかじめ都に報告した地区をいう。
- (2) 「地域団体」とは、町会、自治会、P T A、商店街等、その他一定の区域の住民が構成又は参加する団体をいう。
- (3) 「商店街等」とは、商店街及び商店街の連合会をいう。
- (4) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律 181 号）により設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、区が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (5) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
 - ウ ア、イ以外で、区単位に組織された商店街連合会
- (6) 「防犯設備」とは、一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止に資するために固定して設置される防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機器をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供せられるものは除く。

(補助金の対象事業)

第4条 補助金は、地域団体が継続して行う防犯対策の一環として防犯設備又は防犯のための見守り活動に必要な装備を整備する次に掲げるいずれかの事業（以下「補助事業」という。）であって、板橋区長（以下「区長」という。）が必要かつ相当と認めた補助事業に対し、予算の範囲内において交付する。

- (1) 地域団体が防犯設備の整備について行う事業（以下「防犯設備補助事業」という。）
- (2) 地域団体が行う地域の防犯環境改善に資する活動について必要な装備品の購入を行う事業（以下「地域防犯環境改善補助事業」という。）

2 前項各号に定める事業については、次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業を対象とする。

- (1) 安全・安心まちづくり推進地区内で行う事業（地区指定は別に定める板橋区安全・安心まちづくり推進地区指定基準（平成18年4月1日区長決定）による。）であること。
- (2) 地域団体が行う事業で、防犯に関する見守り活動を月1回以上、継続して実施できること。
- (3) 商店街のみからなる団体が行う事業ではないこと。
- (4) 地域団体に商店街が含まれる場合には、当該商店街の区域以外にも防犯設備を設置すること。
- (5) 占用許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること又は受けられる見込みがあること。
- (6) 地域の住民の合意形成がなされている、又は事業開始までにその見込みがある事業であること。
- (7) 東京都地域における見守り活動支援事業に対する補助金（以下「都補助金」という。）の交付が受けられるものであること。
- (8) 防犯カメラの整備を含む事業にあつては、板橋区防犯カメラ運用基準（平成16年3月24日区長決定）に準じた区長が適切と認める運用基準が定められていること又は防犯カメラの運用開始までに定められる見込みがあること。
- (9) 前号の事業において、防犯カメラを新たに設置する場合には、あらかじめ設置場所に面する土地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。この場合において、当該防犯カメラの映像又は音声の記録に私有地の映像が含まれるときには、当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。
- (10) 補助金の交付を申請した年度内に完了できる事業であること。

（補助金の対象経費）

第5条 補助金対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助対象経費は、防犯設備補助事業及び地域防犯環境改善補助事業において地域団体が支出する経費のうち、区長が必要かつ相当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としないものとする。

- (1) 修繕、保守、清掃等に係る経費
- (2) 消耗品の交換に係る経費
- (3) 電力の受給その他当該防犯設備の機能を維持するために要する経費
- (4) 土地の取得、造成、補償又は使用に係る経費

- (5) 当該経費のうち、当該防犯設備の設置場所及びその本来の効果の及ぶ範囲が近接又は重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、区長が定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により申請をするに当たり、事前に区長から安全・安心まちづくり推進地区に選定されなければならない。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならないこと。
- (2) 補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにできるようにしなければならないこと。
- (3) 取得財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (4) 取得財産を破損する等、防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨とその後の対策について報告しなければならないこと。
- (5) 取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないものとする。
- (6) 取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区長に納付しなければならないこと。
- (7) 防犯設備補助事業については、地域団体は、事業が完了した日から起算して1年を経過する日を含む月の初日から当該日を含む会計年度が終了するまでに、事業完了後の活動状況について活動報告書（別記第1号様式の2）により報告書を区長に提出しなければならないこと。
- (8) 区長から要求のあったときは補助対象となった設備及び防犯に関する見守り活動の現況について区長に報告しなければならないこと並びに報告義務を負う期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。
- (9) この要綱及び東京都板橋区補助金等交付規則に定める内容に従うこと。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、第6条第1項の規定により補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適正と認めるときは、東京都知事（以下「知事」という。）に都補助金の交付申請を行う。

- 2 区長は、知事からの交付決定通知をもって、地域団体に補助金の交付決定を行う。
- 3 前項の規定により補助金の交付を決定するときは補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付を決定するときは補助金不交付決定通知書（別記第2号様式の2）により、

申請者に通知するものとする。

(事前着手)

第9条 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、原則として補助対象としない。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手しなければならないときは、この限りではない。

2 前項ただし書きに該当する場合には、あらかじめ事前着手承認申請書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(事業の内容変更等)

第10条 交付決定を受けた団体（以下「被交付団体」という。）は、事業の経費が第8条の規定により交付決定した補助金額を上回る場合、事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ補助事業の内容の変更（*中止）承認申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出し、補助事業の内容の変更（*中止）承認について（別記第4号様式の2）により承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 被交付団体は、第8条の規定による補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(事業遅延等の報告)

第12条 被交付団体は、事業が交付決定のあった年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第5号様式）を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業実績報告)

第13条 被交付団体は、補助事業が完了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに事業実績報告書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 請求書及び領収書の写し（内訳書含む。）
- (2) 口座振替控えの写し
- (3) 契約書の写し
- (4) 事業内容のわかる写真
- (5) 道路占用許可書及び道路使用許可書の写し
- (6) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 区長は、前条の規定による事業実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る被交付団体が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業確定通知書（別記第 7 号様式）により、被交付団体に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、前条の規定による事業実績報告に基づき、第 5 条の規定により算出した額又は第 8 条の規定により交付決定した額のうちいずれか低い額とする。

（補助金の支払等）

第 15 条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要であると認める場合は、概算払をすることができる。

2 被交付団体は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（別記第 8 号様式）を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記第 8 号様式の 2）を区長に提出しなければならない。

3 被交付団体は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、補助金清算書（別記第 9 号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 16 条 区長は、被交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(4) 取得財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。

(5) 正当な理由がないにもかかわらず、補助金の交付を申請した年度内に事業を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

（取得財産等の管理及び処分）

第 17 条 被交付団体は、区長が別に定める期日までに第 7 条第 5 号の規定による承認を受けようとする場合において、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が 50 万円以上のものについては、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（別記第 10 号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の経理等）

第 18 条 被交付団体は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(検 査)

第 19 条 被交付団体は、区職員又は都職員が補助事業の運営及び経理等の状況について検査する場合又は補助事業について報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

(非常災害等の場合の措置)

第 20 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の被交付団体の措置については、区長が指示するところによる。

(委 任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）
防犯設備補助事業

補助対象経費	都補助率	都補助金限度額
<p>(1) 防犯カメラ（モニター・録画装置等を含む。）、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備の整備（購入、賃借、取付等）に係る経費</p> <p>(2) (1)の設備の更新（購入、賃借、取付、撤去等）にかかる経費であって、事業の完了した日の属する会計年度終了後、東京都の定める年数を経過し、かつ次の各号に掲げる条件を全て満たすもの</p> <p>ア 整備後の防犯活動が継続的に行われていること。</p> <p>イ モニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費ではないこと。</p> <p>ウ 設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。</p> <p>エ 通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態であること。</p> <p>※別途東京都が定める補助を受けて整備した防犯設備については、東京都が定めるところにより更新を行う場合には、その経費が対象。</p> <p>※賃借の場合は、設置初年度分の賃借に係る経費が対象。</p>	<p>12分の7以内 （更新は2分の1以内）</p> <p>※1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>	<p>(1)単独事業 1地域あたり 300万円</p> <p>(2)連携事業 1地域あたり 450万円</p> <p>※防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用に関して、60万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備（撮影機能を有さない防犯カメラも含む。）の整備費用は計算対象外とする。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業については、この限度額を設けない。</p> <p>※特段の事情があり、限度額を超えない他の申請に対する交付に支障をきたさない場合は、知事が別に額を定めることができる。</p>
	<p>区補助率</p> <p>3分の1以内</p> <p>※1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>	<p>区補助金限度額</p> <p>(1)単独事業 1地域あたり 171万4千円 （更新の限度額は200万円）</p> <p>(2)連携事業 1地域あたり 257万1千円 （更新の限度額は300万円）</p> <p>※防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用に関して、60万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備（撮影機能を有さない防犯カメラも含む。）の整備費用は計算対象外とする。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業については、この限度額を設けない。</p>

地域防犯環境改善補助事業

補助対象経費	都補助率	都補助金限度額
<p>防犯のための見守り活動に必要なベスト・腕章・停止灯等の装備品の購入、青色防犯パトロールで使用するための青色回転灯の購入（青色回転灯を装着した自動車に設置する拡声器、無線通信機器等同パトロールの効果を高めると認められる機器の購入、賃借、取付及び同パトロールのための自動車への塗装等に係る経費を含む。）、落書き消去活動をはじめとした防犯環境改善に必要な資器材等の購入に係る経費。</p> <p>※青色回転灯の購入、賃借及び取付並びにそれに付随する経費について補助の対象となるのは、管轄警察署から「青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体である旨の証明書」を交付された、又は交付される予定の団体とする。</p> <p>※賃借の場合は、初年度分の賃借に係る経費が対象。</p>	<p>2分の1以内</p> <p>※1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>	<p>1地域あたり 20万円</p> <p>※やむを得ない事情がある場合は、知事が別に額を定めることができる。</p>

